

## 競技者資格規程

一般社団法人日本パラ水泳連盟  
2013年4月8日制定・施行  
2014年5月30日一部改正  
2017年1月21日一部改正  
2017年12月1日一部改正  
2018年12月1日一部改正  
2021年2月21日一部改正  
(同年3月16日施行)

(目的)

第1条 一般社団法人日本パラ水泳連盟（以下「本連盟」という。）は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会・日本パラリンピック委員会（以下「JPC」という。）、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「JSPO」という。）、公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「日本オリンピック委員会」という。）、国際パラリンピック委員会（以下「IPC」という。）、世界パラ水泳連盟（以下「WPS」という。）、国際水泳連盟及び公益財団法人日本水泳連盟が制定した憲章・規則などに準拠し水泳競技の健全な普及・発展を図るため、本連盟の競技会参加会員となる選手（以下「競技者」という。）に対する競技者資格を定める。

(スポーツマンシップ)

第2条 スポーツとして水泳を愛し、フェアプレーの精神とマナーを尊び、水泳スポーツの向上と発展に自ら貢献しようとする意志を持つこと。

2 善良な市民、健全な社会人としての品性を保ち、市民社会における水泳スポーツの地位の向上に寄与すること。

3 競技者が競技会に参加する際は、競技会主催者が規定する参加規約に従うこと。

(競技者の定義)

第3条 本規程の競技者とは、競泳競技の男女の競技者をいう。

(競技者の資格)

第4条 競技者は、本連盟の競技会参加会員となることにより本連盟若しくは本連盟が加盟する団体、IPC、WPS又はJPCが主催、公認した競技会に参加することができる。

2 競技者は、前項の団体が非公認としている競技会に参加しようとする場合は、本連盟の許可を受けなければならない。

(賞金等の受け取り)

第5条 競技者が前条の規定に基づき参加した競技会が賞金や出場報酬（以下「賞金等」という。）付きであった場合は、その賞金等を競技者本人が受け取ることができる。

2 競技者が受け取りを辞退した場合は、その賞金等は本連盟に帰属するものとする。

(競技者の商行為及び届け出義務)

第6条 競技者は、自らの責任において次の商行為を行うことができる。ただし、商行為を行うに際しては、競技者自身の名誉を傷つけ、又は水泳競技の健全な普及・発展を妨げることは厳に慎まなければならない。

- (1) 水着、ウェア、キャップ又はその他の持ち物に本連盟が許可した所属チーム等の名称・マーク、メーカーのロゴマーク以外に本連盟の事前承認を得たスポンサーのロゴマークを付して競技すること。
  - (2) 水泳競技の普及、発展を目的とした水泳教室や講習会を主催すること及び同目的で開催される水泳教室や講習会に協力すること。
  - (3) 映画、演劇、テレビ・ラジオ放送、雑誌、新聞等の座談会、その他これに準ずる行事に出演又は参加すること。
- 2 競技者は、前項に規定する商行為を行う場合は、事前に本連盟に届け出て、承認を得なければならない。

(競技者に禁止される商行為)

第7条 競技者は、自己の肖像等（動画・静止画・イラスト・サイン・氏名・ニックネーム・似顔絵・手形・足形・声等その個人であることが明確にわかるもの）をテレビ・ラジオコマーシャル、ポスター、新聞、雑誌、パンフレット、チラシ等の広告媒体物に使用させることを禁止する。

2 前項の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当するときは自己の肖像等の使用を認める。

- (1) 本連盟の肖像等の使用禁止に対する除外認定競技者規程により、除外認定競技者として認められたとき。
- (2) J P Cが推進するマーケティングプログラム・肖像権システムに基づくアスリート等に認定され競技者が同意したとき。
- (3) 本連盟が競技・強化・普及・広報事業等を推進するために、個人及び団体の肖像等を活用するとき。
- (4) 本連盟が推進する協賛企業とのマーケティングプログラムにより、個人の肖像等を活用するとき。なお、その対価として本連盟に支払われる報酬（都度料）等の配分については、その都度当該競技者と協議し決定する。
- (5) 競技者の所属する企業、団体（旧所属を含む）が肖像等を活用するとき。ただし、旧所属の企業又は団体が肖像等を活用する場合は、競技者本人及び新所属の承諾を要する。小学生、中学生又は高校生の肖像等の活用は、親権者の承諾を条件とする。

(違反競技者に対する処分)

第8条 本連盟の会員となった競技者が、次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、次条の規定に基づき理事会の決議により処分を受ける。

- (1) 第2条に規定するスポーツマンシップに違反したとき。
- (2) 本連盟及び本連盟の加盟団体、J P C、J S P O、日本オリンピック委員会が禁止した競技会等（記録会、模範演技会、試泳会その他水泳競技及び演技を含む一切の行事をいう。）に許可を受けずに参加したとき。

- (3) 国籍の如何を問わず、本連盟が競技者資格を認めていない者が参加する競技会に、その事実を知って参加したとき。
- (4) 本連盟に届け出て承認を得ることなしに、第6条に規定する商行為をしたとき。
- (5) 前条の規定により禁止される商行為をしたとき。
- (6) その他本連盟及び本連盟の加盟団体の名誉を著しく傷つけたとき。

(処分の内容)

第9条 前条に規定する競技者に対する処分は、その違反の程度に応じ次のとおりとする。

- (1) 登録の永久停止
- (2) 5年以下の期間を定めた登録停止
- (3) 文書による戒告
- (4) 口頭による注意

(競技者資格審査委員会)

第10条 第8条に規定する処分を行うにあたっては、競技者資格審査委員長は、競技者資格審査委員会を招集し、処分の是非及び処分内容についての判定を行い、理事会に答申しなければならない。

- 2 委員長は、理事会への答申に先立ち、前項の判定結果を当事者本人に通知しなければならない。
- 3 競技者に第8条に規定する処分を受ける違反の疑いがある場合、競技者資格審査委員会の決議により、理事会が同処分を決定するまでの間、一時的に第4条に規定する競技者資格を停止することができる。
- 4 競技者資格審査委員会についての規程は別に定める。

(不服審査会)

第11条 前条第2項に規定する通知の後、2週間以内に当事者本人より処分に対する不服の申し立てがあったときは、不服審査委員長は審査会を招集し、その申し立てを審査しなければならない。

- 2 前項の審査会の構成は、次のとおりとする。
  - (1) 委員長
  - (2) 委員長が特に指名した者

- 3 不服審査会には、当事者本人及び親権者又は当事者が指名した者2名以内が出席して意見を述べることができる。

(日本スポーツ仲裁機構への不服申し立て)

第12条 前条の規定にかかわらず日本スポーツ仲裁機構が仲裁する範囲の不服申し立ては、同機構の「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁により解決されるものとする。

附 則

本規程は、本連盟の設立の登記の日から施行する。

附 則

本規程は、公益財団法人日本水泳連盟競技者資格規則の改訂に準拠し、平成26年5月30日から一部改訂実施する。

附 則

本規程は、公益財団法人日本水泳連盟競技者資格規則の改定に準拠し、2017年1月21日から一部改訂実施する。

附 則

本規程は、関係機関名の変更に準拠し、2017年12月1日から施行する。

附 則

本規程は、関係機関名の変更に準拠し、2018年12月1日から施行する。

附 則

本規程は、2021年3月16日から施行する。